

# **福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 令和4年度**

**社会福祉法人さとり  
ナーサリースクールT&Y本郷**

**株式会社フィールズ**

**かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号**

## 目次

# サービス第三者評価結果報告書

### ◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

### ◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

- I -1 理念・基本方針
- I -2 経営状況の把握
- I -3 事業計画の策定
- I -4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

#### 評価対象 II 組織の運営管理

- II -1 管理者の責任とリーダーシップ
- II -2 福祉人材の確保・育成
- II -3 運営の透明性の確保
- II -4 地域との交流、地域貢献

#### 評価対象 III 適切な福祉サービスの提供

- III -1 利用者本位の福祉サービス
- III -2 福祉サービスの質の確保

### ◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

#### A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

#### A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

#### A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

## 福祉サービス第三者評価結果 の概要

### ①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

### ②施設・事業所情報

名称:	ナーサリースクールT&Y本郷
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	岡村 裕子
定員(利用人数):	78名(69名)
所在地:	〒243-0417 海老名市本郷2693
TEL/FAX :	TEL046-259-8631 FAX 046-259-8632
ホームページ:	<a href="http://www.satori-hoikuen.com/ty-hongo/index.html">http://www.satori-hoikuen.com/ty-hongo/index.html</a>
開設年月日:	2017年5月1日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人さとり

職員数	常勤/非常勤	常勤:11名	非常勤:9名
	専門職員(名称)	園長:1名	主任:1名 保育士:16名
		保育補助:1名	園務員:1名

### 施設状況

保育室:2室	トイレ:2カ所
調理室: 1カ所	事務室: 1室 医務室: 1室
園庭:あり	

### ③理念・基本方針

【保育理念】子ども一人ひとりを大切にし、保護者との一体感を持ち、地域との交流を深め、愛される保育園を目指す。

【保育方針】豊かな人間性を持った子どもを育成する。

#### 【保育目標】

- ・心身ともに豊かな子ども
- ・たくましい身体づくり
- ・思いやりのある子ども
- ・意欲を持つ子ども
- ・自分で考えて行動出来る子ども

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

園は最寄りの駅から徒歩20分程度で交通の不便さはあります、園周辺は田んぼや畑があり四季折々の雰囲気を味わうことが出来る環境です。近隣には大小さまざまな公園や小学校、中学校、コミュニティセンターも近くにあります。また園近くに流れる川沿いには遊歩道があり、散歩コースに利用したりと自然環境にも恵まれています。そういった環境のなか下記の取り組みを行っています。

屋外活動の充実…園庭もありますが天気の良い日は近隣の公園へ散歩へ出かけます。目的やその日の状況に応じて散歩先を決め、幼児クラスでは子どものリクエストで散歩先を決めることもあります。行き帰りの交通ルール、マナー、約束事も学んでいます。行き帰りには地域の方々への挨拶もしています。近くに新幹線を見ることができる公園があり子ども達に人気のスポットになっています。園近くの川沿いの遊歩道は歩行者の通行も少ないので自然観察やかけっこ、散歩にも活用しています。

食育活動への取組み……園から幼児の足で20分ほどのところに自園の畑を持っています。畑ではサツマイモを中心季節の野菜を栽培しています。種まき、水やり、観察、収穫、を体験しています。収穫した野菜は、触れる、スタンプに使う、絵を描く、調理するなど年齢に応じて保育に取り入れています。収穫物を使用したクッキング活動や給食提供で食への興味・関心を育てる取組を行っています。

今年度の取り組み…コロナ禍で、改めて健康である大切さを感じた為、今年のテーマを「心身とともに健康な体づくり」にしました。子ども達には食育・体の使い方など自分が健康であるためにどうすれば良いかを考えるような保育を年齢に応じて無理のないように行うよう取り組んでいます。基本的に子ども自身のやりたい気持ちを尊重して実施しています。気分が乗らずやりたくない、参加したくない子どもには別に保育者が対応して気持ちが落ち着くまでやりたい遊びができる環境をとっています。保育者との関わりのなかで、誘ってみたり、子どもが興味を持てそうな声かけや働きかけはしますが、子どもの気持ちを優先にするようにしています。年齢、個々の成長や状況に応じての対応がとれるようにしています。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	契約日:令和4年8月9日	訪問調査日:令和5年1月13日
評価結果確定日:令和5年3月17日		

受審回数(前回の時期)	- 回(前回: 年度)
-------------	-------------

## ⑥総評

### ◇特長や今後期待される点

#### 1) 豊かな自然と触れ合う保育

天気の良い日には全クラスが散歩へ出かけ、積極的に戸外活動を行っています。恵まれた自然環境の中、園周辺は田畠が広がる環境で、満足するまで遊びこめるようにしています。人数分の虫かごや網などを用意して野原で虫取りをし、用水路で捕っためだかを園で育てています。拾ったどんぐりと紙粘土でケーキを作ったり、自園の畑の芋づるでクリスマスリースを作るなど、自然との触れ合いで自由で豊かな表現を生み出しています。また、毎日の散歩は子ども達の丈夫な体づくりにもつながっています。近隣には保育所専用の畑があり、子どもたちが野菜の栽培、収穫に利用しています。採れたサツマイモは焼き芋にしておいしく食べています。

#### 2) 生活を豊かにする保育環境

園は、鉄筋コンクリート2階建の建物で、周辺環境に溶け込むデザインを意識したものになっています。各保育室は大きなガラス戸越しに明るい陽光が入り、広いテラスに直接出られる開放感のある構造になっています。このテラスは建物を一周しているだけでなく、スロープや階段で1階から屋上までつながっており、子どもたちの冒険心を刺激します。天気の良い日には、広いテラスにテーブルを出し、外で食事を楽しむ事もできます。玄関を入り2階へ昇る階段下に絵本コーナーがあります。そこに設置した大きな水槽には、キラキラ光るきれいな魚が群れをなして泳いでいます。子どもが落ち着いて過ごせるよう工夫した空間となっています。

#### 3) 事業計画の職員周知

事業計画は法人が策定しており、法人ホームページで公開しています。職員の計画策定への参画がなく、周知も不十分です。保育の質の向上に向けての経営課題の解決のためには職員の参画や情報共有が必要です。事業計画策定に職員が参画したり、経営改善について情報共有するなどの検討が期待されます。

#### 4 )保育理念、保育方針の保護者や職員への周知

保育理念、保育方針の保護者周知が不十分です。保護者と職員が一体となり連携して保育を進めることができます。保育理念、保育方針に基づき、保護者と職員で保育の考え方や姿勢を共有する事が前提となります。保護者に丁寧に説明し、理解を深める取組が期待されます。

## ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度、第三者評価を受けさせていただき、運営や保育内容を振り返る良い機会となりました。豊かな自然に恵まれた環境の中にある保育園なので自然と触れ合い子どもたちが五感で楽しめるような保育を目指しています。職員が工夫しながら行っている保育内容も認められて今後の励みになります。

これからは保育の質の向上に向けて職員と経営課題を共有してより良い保育を目指していこうと思います。また、コロナウイルス感染症予防の為、懇談会など保護者へ情報提供する機会が少なかったので、今後は保育園の方針等発信を意識して理解を深める取り組みを増やしていきたいと思います。

新たな課題も明確になったので、記載されている内容を理解して、今後は職員と課題解決に向けて検討していきたいと思います。

第三者評価を受けたことで新たなスタートを迎えることができるよう今後も努力していきたいと思います。

## ⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

## 第三者評価結果（共通評価基準）

\*全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。

\*評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
-------------------------------------	---

#### 【判断基準】

a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。

b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。

c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

#### <コメント>

保育理念、基本方針、保育目標が玄関、事務室に掲示され、職員や保護者等がいつでも確認できるようになっています。「保育園のしおり」や園のパンフレットにも記載してあり、保護者には入園説明会で「入園のしおり」をもとに内容を説明しています。職員会議では園長から折に触れて理念等に関して話をしています。園長は、園だよりを活用して、理念に基づく保育について語り、保護者の理解が進むように努めています。しかし、理念や基本方針の周知状況について確認するなどの継続的な取組について十分なものとはなっていません。今後の取組が期待されます。

### I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
---	---

#### 【判断基準】

a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。

c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

## &lt;コメント&gt;

保育所の位置する地域は、最寄り駅から距離があり、工場や倉庫等が多く立地し、子どもの数がそれほど多くはないという状況を把握し分析しています。そのため園児の確保が課題であり、今後、子ども・保護者から選ばれる保育所となる工夫が必要と考えています。法人の方針として、経営、コスト分析、経理処理等は法人で行い、保育現場は保育に専念する体制をとっています。

3

## I -2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

c

## 【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
  - b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
  - c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
  - イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
  - ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
  - エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

## &lt;コメント&gt;

人材の確保と育成に取り組んでいます。保育所は、交通の便に恵まれていない地域にあることなどで、人材の確保が課題になっており、派遣職員や非常勤職員で人員体制を整えています。また、市が主催する就職セミナーに参加して園の紹介に努めるなど積極的な採用活動を行っています。法人は事業計画に経営課題として掲げていますが、保育現場への説明がありません。経営に関することは法人が担当するという方針ですが、保育現場にも情報を伝え、共通認識を持って取り組むことが望されます。

## I -3 事業計画の策定

## I -3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4

## I -3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

c

## 【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
  - b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない、十分ではない。
  - c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。

- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

## &lt;コメント&gt;

法人が、中・長期の事業計画を策定し、「サービスの向上」、「組織の強化」、「人材の育成と強化」を掲げています。ただし、事業計画の裏付けとなる収支計画の策定がされていません。また、中期事業計画の内容は現場では十分把握されていないため、経営課題の解決に向けた具体的な内容や実施状況の評価等は確認できませんでした。

		第三者評価結果
5	I -3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b

## 【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
  - b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
  - c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
  - イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
  - ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
  - エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

## &lt;コメント&gt;

法人では、中・長期計画に基づいた単年度の事業計画と収支計画を策定しています。その事業計画には、中・長期の事業計画と同様に、「サービスの向上」、「組織の強化」、「人材の育成と確保」の項目を掲げ、具体的な取組内容を記載しています。しかし、保育現場ではその内容を共有していません。保育所で作成している行事計画は具体的な内容になっていますが、事業計画としては不十分です。

I -3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者評価結果
---------------------------	---------

		第三者評価結果
6	I -3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c

## 【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

園の行事計画は、前年度の実施状況を踏まえ、職員会議で意見交換して策定されています。中・長期の事業計画及び単年度の事業計画は法人で策定されています。策定過程に職員の参画はなく、策定後も説明や情報提供が不十分です。法人作成の事業計画の内容を保育現場でも共有し、実施される体制づくりが望されます。

7

I -3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

第三者評価結果

b

## 【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

## &lt;コメント&gt;

毎月発行の園だよりは、各月の行事や保育の内容について記載し、保護者に周知しています。年度始めの園だよりでは、今年度の園目標について説明をしています。保護者に行事参加を促す観点から、年度始めに年間の行事日程表を手渡しています。コロナ禍により、保護者懇談会を開催しての説明・周知はできていません。

I -4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I -4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8

I -4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

## 【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

- ア 組織的にP D C Aサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
- イ 保育の内容について組織的に評価(C : Check)を行う体制が整備されている。
- ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

## &lt;コメント&gt;

指導計画に基づく保育実践の振り返りについてクラスごとに話し合い、各指導計画の振り返りや評価の欄に記載しています。園長、主任保育士はその内容を確認し必要に応じて指導やアドバイスをしています。話し合いや振り返りの結果を踏まえて次の指導計画の作成につなげています。年度末には「年度の振り返り」として、「保育計画」、「保育環境」、「危機管理」、「地域との連携」、「小学校との連携」の項目ごとに振り返っています。

第三者評価結果

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
---	---	---

## 【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
  - ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
  - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
  - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
  - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
  - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

## &lt;コメント&gt;

評価結果に基づく課題は、職員間で共有されていますが、明確な文書化がされていません。課題については、事業計画の中で位置づけを行い、法人と連携して改善に取り組んでいます。しかし、職員参加のもとでの改善計画策定や計画的な改善の取組とはなっていません。自己評価の結果に基づく課題について文書化し、明確にすると共に、職員参加のもとでの改善計画策定と取組ができる体制の整備が期待されます。

## 評価対象II 組織の運営管理

## II-1 管理者の責任とリーダーシップ

## II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
----	---	---

## 【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
  - ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
  - イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
  - ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
  - エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

## &lt;コメント&gt;

園長は、年度始めの職員会議で年度の方針を説明しています。また、毎月発行される園だよりを活用して、園長自らの保育内容の考え方を表明しています。事務分掌表があり、園長の権限、責任等について明確に定められています。園長不在時は、主任保育士に権限委任することも定められています。しかし、事務分掌表についての、職員への周知が不十分です。園長の権限、責任、役割を明らかにすることが期待されます。

		第三者評価結果
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a

## 【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
  - b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
  - c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

園長は、関係法令、就業規則、職員の心得、各種マニュアルを理解して、利害関係者と適正な関係を保持するよう努めています。研修機関が実施する「園長研修」を受講し、法令遵守について学んでいます。職員に対して職員会議の場等で法令遵守について説明したり、関係規程等をファイル化して事務室で職員がいつでも確認できるようにしています。また、牛乳パックやダンボール等の廃材を子どもの制作活動に活用するなど環境への配慮も意識しています。

## II-1-(2) 管理者のリーダシップが発揮されている。

		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	b

## 【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
  - b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
  - c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

## &lt;コメント&gt;

園長は、指導計画に基づく保育士の振り返りを確認するなど、必要な指導、アドバイスを定期的、継続的に行っています。特に、子どもへの声掛けは、子どもを尊重しているかに気を付けています。職員は交代で毎月の避難訓練、危機管理点検、会議の司会等の担当を分担し、年間の行事の担当者も定めて組織的な取組をしています。職員会議等での職員の意見を保育の質の向上に反映しています。職員は研修を受講できる機会を確保されていますが、必要な研修が計画的に受講できるよう、体系的な研修計画の策定が望まれます。

13

**II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。****b****【判断基準】**

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。  
 b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。  
 c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。  
 イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。  
 ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。  
 エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

**<コメント>**

園長は、保育所運営に必要な人員配置や職員の働きやすい環境整備に努めています。組織内行事担当等を設置し、組織的な運営に取り組んでいます。ICTシステムを導入して登降園管理や請求・支払い業務に活用するなど、業務の実効性を高める取組をしています。保育士が保育記録を作成する時間を確保するため、フリーの保育士を配置し、超過勤務が発生しないようにしています。また、職員が有給休暇を取得しやすくしたり、休憩時間を確実に確保できるようにするなどの配慮をしています。園長としてさらに経営の改善に向けた積極的な関わりが期待されます。

**II-2 福祉人材の確保・育成****II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。**

14

**II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。**

第三者評価結果

**b****【判断基準】**

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。  
 b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。  
 c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。  
 イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。  
 ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。  
 エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

**<コメント>**

法人の事業計画に人材の育成と確保の考え方及び保育所の人員体制が示されています。人材確保のため市主催の就職フェアに参加したり、養成校を訪問しています。また、派遣職員や非常勤職員の受け入れにより人員体制を整備しています。今後、法人と連携し、実習生を積極的に受け入れて養成校との関係を深めるなど、さらなる人材の確保が期待されます。

第三者評価結果

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

## 【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員待遇の水準について、待遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができる。

## &lt;コメント&gt;

職員の専門性や職務遂行能力等は、知識及び技術等の評価項目ごとに評価を実施しています。職員の処遇水準については、人材確保の観点からも検討しています。勤務条件等を規定した就業規則は、職員がいつでも確認できるように事務室に常備しています。しかし、異動、昇進、昇格等に関する人事基準は職員に周知されていません。さらに、職員が自らの将来を描く事ができるキャリアパスの明確化が期待されます。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。

b

## 【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

園長は、職員の有給休暇の取得状況や超過勤務の状況等を確認するなど、労務管理に当たっています。職員との個別面談を実施したり、日常のコミュニケーションにより、職員が相談しやすい環境に心掛けています。法人はハラスマント対策の相談窓口を設置しており、事務所内に掲示するなど周知しています。休暇を取りやすい環境にしてワーク・ライフ・バランスに配慮しています。福利厚生事業として、契約保養施設、職員寮、家賃補助の制度を用意しています。人材確保・定着の観点から、さらに働きやすい環境づくりに関する取組が期待されます。

## II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

## 17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

## 【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

## &lt;コメント&gt;

職員は、年度当初に年間目標を定めて、12月と年度末の園長との面談で目標の達成状況について確認をしています。しかし、目標設定の前提となる「期待する職員像」の明確化がなされていません。また、目標項目の他に目標水準、目標期限が明確にされる事が必要です。今後の取組が期待されます。

18

## II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

## 【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

## &lt;コメント&gt;

法人の作成した事業計画には「職員研修について」として、「研修受講の課題」や階層別の「受講目的」を明らかにしています。外部研修として、キャリア別、年齢別、専門講座、地域支援、部門別、キャリアアップの研修計画が明記されています。また、園内研修として、個人情報保護、ハラスメント、ヒヤリハット、感染症等の計画がありますが、計画通りの実施がなされていません。職員の計画的な研修受講のために、スケジュール等を明確にした具体的な研修計画の策定が望れます。職員研修実施の前提として、「期待する職員像」の明確化も必要です。

19

## II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

## 【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
  - b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
  - c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

## &lt;コメント&gt;

職員は、キャリア別研修、年齢別研修、テーマ別研修、キャリアアップ研修等を受講できるように配慮されています。外部研修については、その都度職員に周知して必要な職員が参加できるようにしています。職員が外部研修に参加する際には勤務扱いとし、受講費用も法人負担で、参加しやすい環境になっています。新任職員等は、業務の習熟度に応じて先輩職員等がOJTを実施する体制になっています。今後、スケジュール等を明確にした具体的な年間研修計画の策定と、園内研修の計画的な実施が期待されます。

20

## II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

c

## II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

## 【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
  - b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
  - c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- エ 指導者に対する研修を実施している。

- オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

## &lt;コメント&gt;

法人の事業計画には、「人材の育成の確保」として、「実習生の積極的受け入れ」が記載されていますが、これまでに受け入れ実績はありません。実習生受け入れのマニュアルやプログラムの用意もない状況です。実習生受け入れなど福祉人材育成への協力は、保育所の社会的責務の一つでもあります。体制を整備すると共に、養成校に働きかけるなど、実習生の積極的な受け入れが期待されます。

## II-3 運営の透明性の確保

## II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	b
----	--------------------------------------	---

## 【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。

- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

## &lt;コメント&gt;

法人ホームページには、事業計画、事業報告、財務諸表について公開しています。保育理念や基本方針は、保育所玄関や事務室に掲示し、リーフレットに記載しています。苦情相談の体制は玄関に掲示すると共に、「保育園のしおり」に明記しています。自治会活動に参加して保育所の役割等について地域の理解を得られるように説明をしています。市役所には、手作りの保育所紹介のポスターを掲示し、地域への周知に努めています。今後は、苦情・相談の申出者等の意向を配慮しながら、その内容と対応・改善の状況を公表することが望まれます。

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
----	---	---

## 【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。

- ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

## &lt;コメント&gt;

園長、主任保育士、保育士等の職務分掌等は、運営規程や職務分担表で明確にされ、職員に周知しています。保育士の負担軽減のため、経理や事務作業は法人で担当していますが、小口の物品購入等の事務は園長が行っています。園長は法人に月次報告を送り、適正な執行に努めています。毎月税理士による監査支援を受けると共に、外部監査も入り、適正な経営・運営が行われています。

## II-4 地域との交流、地域貢献

## II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	第三者評価結果 a
--	--------------

## 【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
- ウ 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
- オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

## &lt;コメント&gt;

保育理念や全体的な計画に子どもと地域との交流を位置づけています。近隣の老人ホームに敬老の日やハロウィンの機会に訪問し、歌を披露するなどして入居者と交流をしています。近年はコロナ禍で訪問ができていませんが、子どもたちが制作したものを届けています。散歩では地域の人と声を掛け合って交流をしています。また、畑で収穫した芋を近所の家庭に届けています。出初式に参加して消防車に乗る、という楽しい経験もしました。活用できる社会資源の案内チラシを玄関に置いて、保護者に情報提供しています。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	第三者評価結果 b
---	--------------

## 【判断基準】

- a) ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢が明示されており、受け入れについての体制が整備されている。
  - b) ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢は明示されているが、受け入れについての体制が十分に整備されていない。
  - c) ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ア ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明文化している。
  - イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。

- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を働いている。

## &lt;コメント&gt;

ボランティアの受け入れに対する基本姿勢が明文化されておらず、ボランティア受け入れマニュアルが整備されていません。ボランティア登録・申込手続き、子ども・保護者、職員への事前説明、ボランティアへの説明・研修などを記載したマニュアルを整備するなど、受け入れ体制の整備が必要です。中学生の職業体験や高校生のインターンシップへの協力をしています。

## II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		第三者評価結果 b
25		

## 【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

## &lt;コメント&gt;

地域の関係団体として、市の所管課、児童相談所、小学校等の資料をファイル化して、職員で情報共有できるようにしています。職員会議では、子ども・保護者支援について、関係機関とどのように関わるか情報交換し、職員間で共有できるようにしています。要保護児童対策地域協議会に参加して、関係機関と連携し、問題の解決に取り組んでいます。関係機関・団体との定期的な連絡会等を行うような取組はしていません。

## II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。		第三者評価結果 b
26		

## 【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

## &lt;コメント&gt;

自治会活動に参加して、地域住民との意見交換の中から地域の福祉ニーズの把握に努めています。自治会のメンバーである民生委員・児童委員からの情報も把握しています。毎週1回実施している園庭開放の中で、地域の保護者の相談対応から必要な情報を収集しています。子育て相談の対応はしていますが、生活課題までの把握はできておりません。公益性のある組織としてさらに積極的な取組が期待されます。

27

第三者評価結果

**II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。**

b

## 【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

自治会主催の災害を想定した避難訓練に職員が参加しています。玄関には、AEDを設置し、地域の人も必要な時に利用できるようにと考えています。近日中に案内を玄関先に掲示する予定です。地域貢献に関わる公益的な事業としてはこれまで実施していませんが、コロナ禍が終息するなど条件が整えば実施に向けて検討する考えです。

## 評価対象III 適切な福祉サービスの提供

## III-1 利用者本位の福祉サービス

## III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28

第三者評価結果

**III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつたための取組を行っている。**

b

## 【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつたための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつたための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

保育理念や保育方針に基づき子どもを尊重し、子ども一人ひとりに寄り添った保育に取り組んでいます。職員用に「保育の心得」があり、具体的な行動指針となっています。園内は子どもがゆったりとのびのび過ごせるように配慮をしています。子ども同士のトラブルがある時には、双方の話を丁寧に聞き、仲立ちをするなど、子ども同士がお互いを尊重する心を育てるようにしています。子どもを尊重した保育について、保護者の理解を図る取組も期待されます。

29

**III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。****b**

## 【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

## &lt;コメント&gt;

子どもにとって生活の場にふさわしい快適な環境が提供できるよう、プライバシー保護について職員間で話し合っています。年長児が着替えをする際には、男女別々の場所を確保するようにしています。おむつ替えは沐浴室を使用したり、お漏らしの時はトイレで下着を替えるなど他の子どもの目に付かないように配慮しています。絵本コーナーは、一人になりたい時や、落ち着いて過ごしたい時に使用しています。子どものプライバシー保護についての規程やマニュアルの整備、保護者への周知が期待されます。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30

**III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。**

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ウ 保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。
- エ 見学等の希望に対応している。
- オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

法人ホームページ、園のパンフレット、市のホームページ内の「保育園のしおり」に理念・基本方針・日課・行事等を掲載しています。市役所に手作りの保育所紹介ポスターを掲示しています。利用希望者からの問い合わせには、園長、主任が対応し、見学希望者には9時、11時、15時いずれかの開始時刻で1組ずつの見学を調整しています。見学は、感染防止のため保育室を周回するテラスから行い、園長か主任がパンフレットを用いて説明しています。利用希望者への情報提供について、よりよい方法や内容を工夫し、適宜見直しを行うことが期待されます。

31

**III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。**

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

## &lt;コメント&gt;

入園前に保護者への説明会と面談を行っています。保育園のしおりや家庭調査票など十数種類の関係資料は、説明会の案内に同封して送付しており、事前に目を通すことが可能です。「重要事項説明書」「保育園活動に関わる園児の肖像権等の個人情報提供及び利用について」や、災害共済給付の加入については保護者に書面で説明し、同意のサインを收受しています。行事に関する変更は掲示や手紙で周知しています。特に配慮が必要な保護者への説明についての説明手順・内容をルール化することが期待されます。

32

## III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

第三者評価結果

b

## 【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
  - b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
  - c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

## &lt;コメント&gt;

保育所の利用が終了した後に、保護者等から、登校しづらや学校でのトラブルなどの相談があった場合は、園長か主任が窓口となり相談を受けています。保育の継続性を損なわないため、他の事業者への情報提供については、保護者からの同意を含め、引き継ぎや申し送りの手順、文書の内容等を定めることが期待されます。また利用終了後に子どもや保護者が相談を希望した場合のために、相談方法や相談窓口を書面で伝えることも期待されます。

## III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33

## III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

第三者評価結果

b

## 【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
  - b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
  - c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するためには、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

## &lt;コメント&gt;

運動会や発表会の終了後は、保護者アンケートを行い、利用者満足の把握に努めています。運動会のアンケートでは日程、会場、駐車場、発表内容や保育園に関するなどについて記入を依頼しています。今年度は小学校の体育館を借りてクラスごとに開催し、観覧は1家族2名までとの制限の中でしたが、コロナ禍での開催への感謝、子どもの成長を感じられた喜びなどの記載がありました。長期化するコロナ禍において、個別面談、保護者懇談会、参観等の実施方法の工夫により、利用者満足の一層の向上に繋がることが期待されます。

## III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	<b>III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</b>	第三者評価結果 b
----	---	--------------

## 【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しそうい工夫を行っている。
- エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
- カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
- キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

## &lt;コメント&gt;

苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情解決体制を整備しています。「ご意見等受付票」と「ご意見等解決結果報告書」により、申出人及び第三者委員への報告の仕組みも整っています。苦情内容はミーティングノートや会議で職員への周知に努めています。法人ホームページで意見・要望の公開が可能ですが、園の公開実績はありません。保護者に向けては「保育園のしおり」の配布や掲示により苦情解決体制を周知しており、意見箱も設置しています。第三者委員については周知が不十分なため、一層の工夫が期待されます。

35	<b>III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。</b>	第三者評価結果 b
----	--	--------------

## 【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。

- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。  
 ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

## &lt;コメント&gt;

入園時に保護者に配布される「保育園のしおり」に、保護者に相談や意見がある時は、方法や相手を選択できる旨を明記しています。保育園についての悩みや意見・要望は、全職員が受けることとし、電話や送迎時に保育士に直接相談するか、連絡ノートの利用を勧めています。現在、保護者の相談を受ける場所としては、廊下や事務室前、事務室内、空いたクラスの部屋を使用しています。事務室を利用するときは、他の職員は出入りしないように配慮しています。ハード面の限界はありますが、保護者が安心して相談できるよう、プライバシーに配慮した相談環境づくりについての工夫が期待されます。

36

## III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

第三者評価結果

b

## 【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。  
 b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。  
 c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。  
 イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。  
 ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。  
 エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。  
 オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。  
 カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

## &lt;コメント&gt;

保護者からの意見は、運動会や発表会後、及び年度末の保育に関するアンケートのほか、「ご意見用紙」の玄関設置などで積極的に把握する取組を行っています。相談を受けた職員は、主任、園長に報告し、アドバイスを受けるなど速やかな対応に努め、相談内容は経過記録に記載しています。相談や意見はミーティングノートや職員会議等により職員全体で共有・検討し、必要な改善策を図っています。対応の標準化に向け、相談・意見を受けた際の記録の方法、報告の手順、対応策の検討などについてのマニュアルの整備が望まれます。

## III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37

## III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

第三者評価結果

b

## 【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。  
 b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。  
 c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。  
 イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。  
 ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。

- エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

## &lt;コメント&gt;

「危機管理マニュアル」を整備し、職員に周知しています。事故発生時は「事故報告書」を作成し、ヒヤリハット事案の発生時は、「ヒヤリハット報告書」に発生時刻、場所、状況、問題点等を記載しています。事故・ヒヤリハット発生後は職員会議で職員に周知しています。今後は、リスクマネジメント体制の整備、職員への事故防止研修の実施、事故等の再発防止策の定期的な評価・見直しの実施が期待されます。

38

## III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

第三者評価結果

b

## 【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
  - ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
  - イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
  - ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
  - エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
  - オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
  - カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
  - キ 保護者への情報提供が適切になされている。

## &lt;コメント&gt;

感染症対策のガイドライン等に基づき、感染症への予防及び発生時の対応を行い、午睡時には椅子、テーブル、ロッカー、玩具等の消毒を徹底しています。感染症が発生した場合は、職員へ一斉メールで周知すると共に、玄関ホールの「感染お知らせボード」に感染症の種類と罹患人数を掲示し、家庭への注意喚起をしています。新型コロナウイルスについては、海老名市所管課からの情報提供等に基づいて対応しています。今後、定期的な勉強会等の開催により、感染症対策について職員の一層のスキルアップが期待されます。

39

## III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行ってい る。

第三者評価結果

b

## 【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
  - ア 災害時の対応体制が決められている。
  - イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
  - ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。

- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

## &lt;コメント&gt;

防災計画を整備し、毎月避難訓練を実施しています。職員に時間を予告しない形で地震想定訓練も実施しました。消防署への通報訓練は年2回実施し、職員は、自治会主催の災害を想定した避難訓練にも参加しています。発災時は園長より保護者に緊急連絡メールを送信し、安否確認を行い、一定期間保護者の迎えがない場合は、本郷コミュニティセンターに移動して保護者を待ちます。自治会長の調整により、コミュニティセンターへの避難訓練も実施しています。保護者には入園時に災害時の対応について周知しています。園では3日分の非常用食料を備蓄していますが、今後、アレルギー疾患のある子どもの食料の備蓄の確保が望まれます。

## III-2 福祉サービスの質の確保

## III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40

## III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

第三者評価結果

b

## 【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

## &lt;コメント&gt;

法人が作成した保健衛生、感染症対策、危機管理、園外保育など各種マニュアルを整備しています。これらはファイリングされ、いつでも閲覧可能です。また、別途各マニュアルを順次回覧し、職員への周知徹底に取り組んでいます。法人作成の「職員の心得」には、子どもの人権の尊重や保育に係る留意事項、「保育者としての心得7カ条」などを明示しており、新年度の会議において職員全員で読み合せを行っています。職員の違いによる保育の水準や内容の差異をなくすため、標準的実施方法について、職員の理解を図る取組の工夫が期待されます。

41

## III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

第三者評価結果

b

## 【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。

- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

## &lt;コメント&gt;

各種マニュアル等は法人で作成しています。園内で行われる(3歳)未満児会議・(3歳)以上児会議・職員会議・パート会議・リーダー会議等で出された意見や、気づいたことなどは、園長を通じて法人の園長会議の場で意見を挙げたり、法人に連絡をとり、マニュアルの見直しに反映させることができます。保育の質の向上に向けては、法人との連携の下、保育現場においてもマニュアルの定期的な検証・見直しを行う仕組みづくりが期待されます。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

## 42 III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

b

## 【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
- イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- キ 指導計画にもとづく保育実践について、振返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

## &lt;コメント&gt;

全体的な計画に基づき年間及び月間指導計画、週日案を作成しています。全園児のアセスメントについては、「家庭調査票」で出生時からの発育や健康状態が把握できるほか、「児童票」には四半期ごとに教育5領域について子どもの姿を記載しています。障害のある子どもには、個別支援計画を作成し、生活習慣、遊び、コミュニケーション等についてアセスメントに基づく支援に努めています。今後、個別の指導計画については、保護者の意向把握や同意の手順を定めると共に、意向や希望の明示が望まれます。

第三者評価結果

## 43 III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

## 【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。

- エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

## &lt;コメント&gt;

各クラスの年間指導計画は、四半期ごとに振り返りを行っています。「振り返り」の記載欄に担当が記載後に園長、主任が決裁しています。月間指導計画では、毎月、「養護」と「教育」それぞれについて評価を行い、担当が「評価」欄に記載後、園長、主任が決裁しています。月間指導計画は、毎月クラスの入り口に掲示しており、保護者はいつでも閲覧が可能です。指導計画を緊急に変更する場合の仕組みづくりが望まれます。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

		第三者評価結果
44	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b

## 【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
  - b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
  - c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
  - イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
  - ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
  - エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
  - オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
  - カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

## &lt;コメント&gt;

子どもの発達や生活状況等は、家庭調査票、児童票、経過記録、週日案の振り返り欄の記録等で把握することができます。職員によって記録の書き方に差異が生じない様に、園長や主任が口頭や付箋の貼付により、その都度指導しています。(3歳)未満児会議・(3歳)以上児会議・正職員による職員会議・パート会議などを情報共有の機会としています。記録は手書きで作成しており、パソコンは、写真の編集や保育要録の作成時等に使用しています。今後、コンピューターネットワークの構築により的確で速やかな情報共有の仕組みづくりが期待されます。

第三者評価結果

45 III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
---------------------------------------	---

## 【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

## &lt;コメント&gt;

「個人情報保護の方針」に基づき個人情報保護に努めています。入園時に配布する「保育園活動に関する園児の肖像権等の個人情報提供及び利用について」に基づき、園児の写真や作品、活動の成果、氏名等の掲示・掲載について、保護者から承諾書を收受しています。法人の「職員の心得」には守秘義務のほか、連絡ノート、出席簿等が他の保護者の目に触れないよう注意することなどを明記しています。個人情報を記入した書類は園外に持ち出し禁止とし、保管は鍵付きキャビネットを使用するなど、情報管理に留意しています。

(別紙2A)

## 第三者評価結果（内容評価基準）

### A-1 保育内容

#### A-1-（1）全体的な計画の作成

第三者評価結果	
A1 A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b

#### 【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成している。
  - b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成しているが、十分ではない。
  - c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成していない。
- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

#### <コメント>

全体的な計画には「児童福祉法」を守り、「保育所保育指針」を基本として保育を実践する旨を明示しています。また、全体的な計画は、理念、保育方針に基づき作成しています。計画では、乳児から5歳児まで各年齢の発達過程に応じた保育のねらい、内容、配慮事項等を記載しています。コロナ禍以前は近隣の老人ホームとの交流や夏祭りなど地域との交流も活発に行っていたため、こうした地域の特色も計画に反映させています。現在、全体的な計画は園長が作成していますが、園内のリーダー会議で課題について話し合うなど、全体的な計画の策定過程に職員の参画も想定しています。

#### A-1-（2）環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果	
A2 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b

#### 【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

## &lt;コメント&gt;

大きな窓からの採光により室内は明るい雰囲気です。各保育室には除湿空気清浄機を設置し、適切な温湿度管理に努めると共に、適宜窓を開け換気しています。衛生管理面では、寝具は毎週持ち帰りを依頼し、簡易ベッド(コット)は毎週土曜日に消毒をしています。食事やおやつの前後には拭き掃除や消毒を行っています。おもちゃ類は、オゾンで除菌できる箱に入れたり、午睡の時間を利用し手拭きにより消毒しています。安全面では、毎月の避難訓練の日に安全チェックリストを用いて2人1組で危険個所の点検しています。絵本コーナーには熱帯魚の水槽を置き、送り迎えの保護者や泣いた子どもが落ち着ける癒しの場所としています。ハード面の限界の中で、ロッカーやロールカーテンの設置により、各クラスのスペースの確保に工夫を凝らしていますが、クラスによっては子どもがトイレに行き来する通り道になってしまっており、落ち着かない保育環境が課題となっています。

A3

第三者評価結果

**A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。****b**

## 【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を必要に用いないようにしている。

## &lt;コメント&gt;

0歳児では保育者のスキンシップや触れ合い遊びなど、愛情豊かな保育者の受容により信頼関係の基礎づくりに努めています。3歳未満児では、身の回りのことなど自分でやろうとする意欲を尊重し、できた喜びを味わえるようにさりげなく援助しています。また友だちとの気持ちのぶつかり合いを経験する子どもの不安、主張を受け止め、一緒に考えながら援助しています。3歳以上児については、個々の子どもの気持ちを十分に受け入れながら信頼関係を築き、遊びや生活の中で褒められたり、認められたりする中で、自信を持って主体的・意欲的な活動ができるよう援助に努めています。職員には、集団保育の中では、個々の子どもを十分受容しきれない場面もある、と悩む声もきかれます。組織として課題を共有化し、更なる支援の質の向上への取組を期待します。

A4 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	第三者評価結果 <b>a</b>
---	---------------------

## 【判断基準】

a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。

c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

## &lt;コメント&gt;

食前や戸外遊びの後の入室時の手洗いにより、清潔の心地よさや病気の予防になることを伝えています。食事を楽しく自分で食べられるように見本を見せたり、食べたがらない子には「一口でも食べてみたら」などの声掛けをしています。ズボンを脱いだり履いたり自力で行おうとする子どもには、時間がかかるつても見守るようにしています。トイレトレーニングでは子どもがパンツに憧れをもてるような言葉掛けをし、意欲的にトイレに向かえる様に促しています。他児がトイレに行く際に「一緒に行ってみる?」など、楽しみながらトイレに慣れるよう配慮しています。就学前の午睡は一律には決めず、寝たい子どもに午睡を取りさせています。家庭とは、親のペースや家庭での子どもの様子にも気を配り、登園、降園時のコミュニケーションや連絡ノートを通じて情報共有を図り、基本的生活習慣の習得に向け、協力して取り組んでいます。

A5 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	第三者評価結果 <b>a</b>
---	---------------------

## 【判断基準】

a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。

c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を發揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

## &lt;コメント&gt;

屋上、テラス、園庭など、子どもが主体的に思いきり身体を動かして遊べるように環境整備をしています。屋上では、ボール遊び、なわとび、三輪車で遊んだり、夏季は日除けシートを張り、水遊びを楽しんでいます。屋上には子ども用トイレも設置しています。周回するテラスは子どもが走り回って遊べるスペースとなっています。全クラスで毎日のように散歩に出かけ、近隣の公園の遊具で遊ぶほか、豊かな自然と触れ合い、野原で虫取りをしたり、用水路で捕っためだかを園に持ち帰って育てたりしています。拾ったどんぐりと紙粘土でケーキを作ったり、自園の畑の芋づるでクリスマスリースを作るなど、自由な表現の機会の提供に努めています。近隣の老人ホームとの交流については、近年はコロナ禍で中断していますが、子どもたちが制作したものを届けています。芋ほり後には近所の家庭に芋を届けるなど、身近な交流をしています。

A6

第三者評価結果

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

## 【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

## &lt;コメント&gt;

保育者は子どもの情緒安定のために温かく受容的で応答的な関わりに努め、子ども一人ひとりとのシンシンシップを通じて、愛着関係がもてるよう配慮しています。好きな歌を歌ったり触れ合い遊びと一緒に行うことで、指差しや囁語で好きな音楽の要求をアピールしたり、リズムに合わせて色々な表現をしたり、保育者を真似て手足を動かし楽しむ場面がみられます。戸外遊びや散歩を取り入れ、身体をのびのびと動かしたり、集中して遊びを楽しめるよう配慮しています。真夏は水遊びで十分に体を動かし、水の感触を楽しんでいます。家庭とは、連絡帳や聞き取りで授乳時間や離乳食の進め方など子どもの様子を伝え合い、家庭と園の生活がスムーズにつながるように配慮しています。ハード面では、隣のクラスの声や給食室の音が響いてしまう保育環境の課題があります。

A7

第三者評価結果

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

## 【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。

- ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- オ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
- カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

## &lt;コメント&gt;

興味が広がり動きも活発になるため、安全な保育環境を整え、保育者は連携して見守りに努めています。1歳児の制作では自由に思う存分楽しめるように、補助し過ぎないよう配慮しています。ままごとなどで友だちと一緒に遊ぶうち物や場所の取り合いになることもありますが、友だちと同じ遊びをすると楽しい、と思う体験を重ねられるよう援助しています。2歳児の戸外活動では人数分の虫かごや網などを用意し、自然に触れ、満足するまで遊びこめるよう工夫しています。けんかや言い合いの場面では自分の思いを言葉にしたり、相手の思いを知る機会と捉え、気持ちに寄り添いながら仲立ちをしています。状況によってはトラブルや怪我を防ぐため、職員間で連携し、1対1で子どもに関わる場面もあります。保護者とは、登園時や連絡ノートで健康状態を丁寧に確認しています。

A8

第三者評価結果

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開される  
よう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

## 【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽ししながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

## &lt;コメント&gt;

3歳児は、友だちと一緒に身体を動かし簡単なルールの遊びをしたり、絵本の読み聞かせから劇ごっこなどを楽しんでいます。思いや考えを伝え合い、友だちとの関わりを楽しむ一方でトラブルになることもあります。保育者が言葉で伝えられるように仲立ちしています。4歳児ではグループ活動や集団ゲームなどを通じて、協力や団結、共感する気持ちなどを育てています。生活や遊びの中の約束事を繰り返し伝え、皆で話し合う場も設けています。5歳児では、行事等を通して友だちと同じ目標を持ち、励まし認め合い、成し遂げていく中で仲間意識を深め、充実感・達成感を味わえるよう援助しています。運動会に向けての取組や役割は子どもの大きな自信につながっています。友だち同士で問題解決しようとする姿には介入しすぎず見守るよう配慮しています。コロナ禍で地域との交流は限られていますが、保育参加や発表会等を工夫し、保護者と子どもの育ちを共有しています。

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		第三者評価結果 b
---	--	--------------

## 【判断基準】

a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。

c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。
- ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

障害のある子どもには個別支援計画を作成し、個々に応じた援助を工夫しています。集団ではその子なりの参加の仕方に配慮し、参加できない場面では、職員が個別に安全に配慮しながら行動を見守っています。他児が優しく手を貸すなど、自然にサポートする姿が日常となっています。月1回地域の療育機関から心理士が巡回相談に来園し、保育場面を見たり、専門的アドバイスを行うほか、園長、担任の同席の下、保護者の相談に乗っています。助言内容は「わかばノート」に記録し、職員間で共有しています。職員会議では必要に応じて子どもへの接し方等について情報共有や話し合いを行っています。障害が疑われる子どもについては、保護者に向けて行事や保育参加を案内するなど、子どもの発達の理解につながる働きかけに努めています。保護者全体に向けて、障害のある子どもの保育についての情報提供は行っていません。

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		第三者評価結果 b
---	--	--------------

## 【判断基準】

a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。

c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 1日の生活を見通して、その連續性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
- オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

## &lt;コメント&gt;

夕方の延長保育時間には、1歳児の部屋に2歳児から5歳児を順次合流させる形とし、0歳児は危険のないよう離れた場所としています。全クラスの子どもが多数集まる時間帯は、ゆったりと落ち着いて過ごすことは難しい状況です。おやつは18時半以降におせんべいやケーキ、クッキー、煮干しやするめなどを提供しています。迎えの時間が遅い子どもにはおやつのおかわりを勧めるなどの対応もしています。担当の保育士等から保護者に連絡事項がある場合は、連絡簿に伝言内容を赤字で記載しておき、遅番の勤務者から保護者に忘れずに伝えもらうようにしています。保護者からの伝達事項も同様に連絡簿に記入します。駐車できる台数が少ないこともあり、迎えの時間帯は保護者と慌ただしいやりとりとなっています。

A11 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。		第三者評価結果 b
---	--	--------------

## 【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
  - b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
  - c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

## &lt;コメント&gt;

「全体的な計画」には小学校との連携(接続)について、創造的な思考や主体的な生活態度など基礎を培うこと、小学校教諭との意見交換・研究による円滑な接続、的確な保育要録への記録、などを明記しています。5歳児の年間指導計画では「就学に向けて基本的な生活や態度を身につける」ことを目標とし、不安な思いを受け止め、小学校への期待感が持てるような情報を伝えるなどの配慮をしています。クラス担任は「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」を基に個人目標を立てています。5歳児クラスのみ、就学に向けて9月に保護者と個人面談を行っています。コロナ禍で幼保小連携会議は中止となり、就学先とは電話による申し込みを行ったのみとなりました。小学校との子ども同士の交流は中止しましたが、代わりに1年生が学校生活の紹介DVDを作成して園に届けてくれたり、園からは感想を手紙に書いて小学校に届けるなどの交流を行いました。

## A-1-(3) 健康管理

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。		第三者評価結果 a
----------------------------------	--	--------------

## 【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

## &lt;コメント&gt;

「保育園のしおり」により、薬の管理、感染症、登園停止の病気、事故や怪我についてなど、必要な事項を保護者に周知しています。健康状態の確認については、0歳児の登園時の検温、視診のほか、連絡ノートの体温チェック表や熱、鼻水、咳など症状の記載内容を職員間で情報共有しています。既往症や予防接種の状況は、入園時に保護者が記載する「家庭調査票」で確認し、更新時には別途個人記録にも記入します。年間保健計画では、年間目標や四半期毎の目標、保健行事等を立案しています。保護者に向けては「ほけんだより」で健康に関する情報を発信しています。乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防の取組については、午睡時に0歳は5分おき、1歳は10分おきに視診や手で触り、幼児も目の届く場所で把握に努めています。保護者に対しては、入園説明会でSIDSについての情報提供と注意喚起を図っています。

## 第三者評価結果

A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
---------------------------------------	---

## 【判断基準】

- a ) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
  - b ) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
  - c ) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
  - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
  - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

## &lt;コメント&gt;

年2回内科健診を、年1回歯科健診と尿検査を行っています。職員は診断結果について健康診断簿で確認します。異常がない場合には、保護者に連絡ノートによりその旨を伝えています。何らかの異常がみられた場合は、直接保護者に口頭で説明しています。歯科健診では、結果を記載したチェック用紙を保護者に渡しています。年間保健計画には、「歯を大切にする」という目標や、歯磨きの励行を掲げており、歯磨き指導も行っています。入園時に配布する「保育園のしおり」では、夜の仕上げ歯みがきは保護者がしっかりと行うように注意喚起しています。医師からは、健康な永久歯のためには、乳歯のうちから虫歯を作らず歯の健康を保つことが大切、とのアドバイスがあり、園だよりで紹介しています。

		第三者評価結果
A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。	a

## 【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
  - b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
  - c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。
- カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

マニュアルに基づき、アレルギー疾患のある子どもの対応に配慮しています。家庭との連携に努めると共に、全職員で誰に何のアレルギーがあるかや、緊急連絡方法について周知徹底しています。食事は、テーブル、トレイの色を変えて個別の席で提供し、アレルギーがある子どもが食べ終わるまで他児を動かさないなど、事故防止に努めています。ふきんは使用せずペーパータオルでテーブルを拭き、他児の食後の手洗いを徹底するなど細心の注意を払っています。職員研修については、エビペン(アナフィラキシー補助治療剤)対応のシミュレーションの回数を増やし、一層のスキルアップを図る方針です。そのほか熱性けいれんの既往歴のある子どもについては、保護者への連絡の目安を通常は37.5℃のところ、37.0℃としています。

## A-1-(4) 食事

		第三者評価結果
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a

## 【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
  - b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
  - c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- エ 食器の材質や形などに配慮している。
- オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

## &lt;コメント&gt;

全体的な計画に「食育の推進」として位置づけを行い、食育計画を作成し食育を進めています。食育計画には、目標として「楽しく食べる体験を深め食を営む力の基礎を培う」として、四半期ごとに「ねらい」を定め、子どもの発達に合わせた取組をしています。食事の際は、保育士がテーブルごとについて、子どもが自分で楽しく食事ができるように援助をしています。個人差に応じて量を調整したり、苦手な食材があるときは、「少し食べてみようか、おいしいよ」、「食べられたね」等と声がけを行っています。各保育室の大きなガラス戸からは明るい外光が差し込んでいます。また、どの保育室にも広いテラスがあり、開放的な環境になっています。陽気の良いときは、テラスで外気に当たりながら食事をすることもあります。専用の畑があり、子どもたちが野菜を栽培して収穫することにより、食材への関心を深めています。子どもは、サツマイモ掘りや焼き芋体験に大喜びです。保護者に、子どもの食事の状況を連絡帳や口頭で伝えています。

		第三者評価結果
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	b

## 【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

## &lt;コメント&gt;

乳児は発達の差が大きいので子ども一人ひとりに合った食事の提供をしています。特に0歳児の離乳食は、初期、中期、後期、完了期と分けてきめ細かな対応をしています。1歳児も保護者と相談し、必要に応じて食材を細かく切る等の対応をしています。子どもの食べる量や好き嫌いを把握し、量や味付け等の工夫をしています。毎月の職員会議に調理員も入り、子どもの喫食状況を踏まえて次の献立に反映しています。食材は地元の旬のものを使うように心がけ、子どもが畑で栽培・収穫した野菜も食卓に載せています。季節ごとの行事食も子どもを喜ばせています。七夕には星形のオクラを入れたソーメン、ハロウィンにはお化けをかたどったカボチャご飯、クリスマスには鳥の唐揚げなどを提供しています。外部委託の調理員が時折食事の様子を見たり、声がけをしていますが、関わりが十分でないと感じています。

## A-2 子育て支援

## A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	第三者評価結果	
			a

## 【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

## &lt;コメント&gt;

子どもの家庭とは、連絡ノートや送迎の際のコミュニケーションで、日常的に情報交換を行っています。連絡ノートは、0～2歳児は毎日、3～5歳児は必要に応じて使用しています。個人面談を行い保育の意図や内容を伝えています。コロナ禍で、個人面談は保護者の希望に応じての実施になっています。毎日の保育活動の内容は各クラスの連絡ボードに記入し玄関に掲示しています。運動会や発表会の場は、保護者に子どもの成長を感じてもらえる機会になっています。0～2歳児は「ふれあい遊び」として行い、保護者に参加してもらっています。コロナ禍で参加者の少ない状況でしたが、保育参観も実施しています。情報交換の内容は定められた様式に記録して個人ファイルに保管しています。

## A-2-(2) 保護者等の支援

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	第三者評価結果	
			a

## 【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

## &lt;コメント&gt;

保護者とは、毎日の送迎の際に声掛けを行うなどコミュニケーションをとり、信頼関係を築いています。保護者から相談があれば適宜個人面談を行っています。個人面談の日程は保護者の都合を優先しており、プライバシーの保護にも配慮して、事務室や空いたクラスの部屋など、落ち着いて話ができる相談場所を確保しています。事務室を利用する時は、他の職員は出入りしないように配慮しています。相談があったときは、園長、主任保育士に報告し、必要なアドバイスを受けられる体制をとっています。また、関係職員とも情報共有し、組織としての対応をしています。相談内容は定められた様式に記録し、子どもの個人ファイルに保管しています。

A19		第三者評価結果 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
【判断基準】		a

a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。

c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

#### <コメント>

家庭での虐待等を予防するための取組をしています。子どもの登園の際には、視診により子どもに傷や痣がないかチェックし、子どもの着替えの際に身体の状況を確認しています。また、送迎の際の親子の様子を観察したり、子どもの話を聞くなかで虐待等の兆候を見逃さないようにしています。虐待等の恐れが感じられるときは、予防のために保護者に声を掛けたり、話を聞くようにしています。虐待の兆候が確認された時は、園長、主任保育士に報告し、市の所管課や児童相談所に連絡し、連携して対応する体制になっています。速やかな対応ができるよう報告や対応の手順を定めています。職員の虐待防止に関する理解を深めるため、外部の虐待防止の研修に参加した職員が職員会議でその内容を報告し、職員間で情報共有しています。虐待防止マニュアルが整備され、職員は定期的に内容を確認するようにしています。

### A-3 保育の質の向上

#### A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

A20		第三者評価結果 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
【判断基準】		b

a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。

c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を取り組んでいない。

- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。

- イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

## &lt;コメント&gt;

各指導計画に基づく保育実践について、指導計画の振り返り欄に、週ごと、月ごとに「振り返り」を記載しています。主任保育士、園長が確認し必要に応じてアドバイスを行っています。振り返りの際にはクラス内で話し合いをしていますが、その過程は保育の質の向上に向けて職員の気づきを促す機会になっています。また、職員は年度末に一人ひとり「年間振り返りシート」に基づいた自己評価を行い、保育所全体の自己評価(振り返り)につなげています。必ずしも保育士一人ひとりの自己評価が保育所全体の自己評価につながっていない面もあるため、双方の様式の整合性を図るなど、さらなる工夫が期待されます。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵠沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323